

保育所勤務職員の配置基準（公立保育所）

1. 保育士配置基準

（1）基本的保育士配置

①園長

各保育所に1人配置

②主任

各保育所に1人配置

③児童数に基づく配置基準により配置する保育士

児童数に見合った保育士の配置数については、裏面基準のとおり

④病休要員（正規保育士5人）

保育士の病気休暇、分限休職、介護休暇等に対処するため。

⑤労働安全衛生担当保育士（正規保育士1人）

保育所の労働安全衛生を担当するため。

（2）勤務時間及び週休日の割振りの特殊性による保育士配置等

①フリー要員（各保育所に1人配置 27人）

円滑な保育体制の確立を図るため。

②週休要員（公立保育園全体で保育士4人）

土曜日保育を実施するための変則勤務に対応するため。

③7－7体制実施のための要員

ア. 7－7要員（公立保育園全体で保育士8人）

延長保育を実施するための変則勤務に対応するため。

イ. 充実要員（公立保育園全体で保育士1人）

上記のうち、特に大型園の変則勤務に対応するため。

2. 看護師配置基準

各保育所に1人配置

（正規職員25人、再任用職員（週3日）3人、臨時職員1人）

3. 栄養士配置基準

各保育所に1人配置

（正規職員25人、再任用職員（週3日）1人、臨時職員2人）

4. 用務員配置基準

各保育所に1人配置

（臨時職員27人）

保育士配置基準

国配置基準

0 歳児	概ね	3 人	に対し	保育士	1 人
1、2 歳児	概ね	6 人	に対し	保育士	1 人
3 歳児	概ね	20 人	に対し	保育士	1 人
4、5 歳児	概ね	30 人	に対し	保育士	1 人

船橋市配置基準 (公立保育所)

0 歳児	概ね	3 人	に対し	保育士	1 人
1、2 歳児	概ね	5 人	に対し	保育士	1 人
3 歳児	概ね	20 人	に対し	保育士	1 人
4、5 歳児	概ね	30 人	に対し	保育士	1 人

給食調理員配置基準

国配置基準

入所児童	1 人～ 45 人	→	給食調理員 1 人
入所児童	46 人～150 人	→	給食調理員 2 人
入所児童	151 人～	→	給食調理員 3 人

船橋市配置基準 (公立保育所)

常勤職員

入所児童	1 人～100 人	→	給食調理員 2 人
入所児童	101 人～150 人	→	給食調理員 3 人
入所児童	151 人～200 人	→	給食調理員 4 人
入所児童	201 人～	→	給食調理員 5 人

パート職員 ※上記常勤職員に加配

3 歳未満児	1 人～ 50 人	→	給食調理員 0 人
3 歳未満児	51 人～ 70 人	→	給食調理員 1 人 (3 時間パート)
3 歳未満児	71 人～	→	給食調理員 1 人 (6 時間パート)